

川崎市防災行政無線管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市防災行政無線管理運用規程（以下「管理運用規程」という。）第27条に基づき、防災行政無線の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔制御器：移動局と通話するために市役所及び区役所内に設置する有線接続された単信通話方式の制御器をいう。
- (2) 観測局：雨量、水位及び潮位の各データを観測し、送信する無線局をいう。
- (3) 統制台：統制局及び代行統制局に設置する統制を行うための設備をいう。
- (4) 無線専用電話機：固定系の無線局に設置する複信通話方式による無線専用の電話機をいう。
- (5) 単信通話：送話及び受話を交互に行う通話をいう。
- (6) 複信通話：送話及び受話を同時に行う通話をいう。
- (7) 選択呼出し方式：選択呼出しボタンを押して相手を呼び出す方式をいう。
- (8) 音声呼出し方式：相手の呼出名称を音声により呼び出す方式をいう。
- (9) 設備：防災行政無線設備(衛星系を含む)として設置した通信設備及びこれに付随する設備をいう。
- (10) 日常点検：無線使用管理者が日常行う簡易な点検をいう。
- (11) 定期点検：定期的に行う設備の点検調整及び軽微な修繕をいう。
- (12) 臨時点検：前(10)、(11)号の点検以外で統括管理者が特に必要と認めるときに行う点検をいう。

(無線局の分類等)

第3条 管理運用規程第3条の無線局の分類等は別に定める無線電話番号簿による。

(無線設備の点検)

第4条 管理運用規程第14条の規定に基づく無線設備の点検は、日常点検、定期点検及び臨時点検に区分し、次の各号に掲げるところにより実施しなければならない。

(1) 日常点検 無線使用管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮されるよう次の事項を実施するものとする。

ア 設備の防水、防湿、防塵等の環境整備に努めること。

イ 1日1回以上の時計の照合を行うこと。

ウ 設備の電源表示ランプの確認を行うこと。

エ 一斉通報等の動作確認を行うこと。

(2) 定期点検 無線管理者は、精密点検を年1回以上実施し、設備の点検、試験、調整及び修繕を行い、障害を未然に防止し、初期性能を維持することに努めるものとする。

(3) 臨時点検 無線管理者は、次の各号に掲げる場合には、臨時に設備の点検、試験、調整及び修繕を行うものとする。

ア 変更等の工事の実施前後において、設備の機能を確認する必要がある。

イ 自然災害により重大な障害が生じ、点検及び整備の必要があるとき。

ウ 非常災害の発生が予想され、特に設備の機能を確保する必要があるとき。

エ 設備の改善等のため必要と認めるとき。

2 前項第2号及び第3号の点検を行ったときは、その記録を保存しなければならない。

(無線設備点検上の留意事項)

第5条 前条第1号に規定する無線設備の点検に当たっては、次の事項に留意する

ものとする。

(1) 多重系及びデジタル移動系ファクシミリのトナー又はインクタンク及び印刷用紙は、常に補充し、気象・災害情報等が確実に印刷できる状態にしておくこと。ただし、多重系及びデジタル移動系が設置してある設置場所の無線使用管理者に限る。

(2) 携帯無線機等は、毎朝点検し所在を明確にしておくとともに、防災無線機器資材の盗難防止に努めること。

(修繕の方法)

第6条 障害の修繕は、原則として予備無線機に切り替えて実施するものとし、予備無線機がない場合は、次の各号に留意して行うものとする。

(1) 障害の修繕が、設備の運用に支障を及ぼす場合は、できる限り短時間で行うこと。

(2) 設備の運用上、応急的な修繕を実施した場合には、速やかに完全な修繕を実施すること。

2 無線管理者は、前項各号の修繕を実施した場合、その内容と結果を無線使用管理者に通知するものとする。

(留意事項)

第7条 無線管理者は、外来雑音や混信等電波伝搬に起因する障害については、日常十分に注意し、その障害が発生した場合、軽易な場合や短時間で解消できるものを除き、速やかに統括管理者に報告するものとする。

(報告と記録)

第8条 無線管理者は、修繕及び定期点検を行ったときは、無線業務日誌等に記録するとともに無線使用管理者に通知するものとする。

2 無線管理者は、点検及び修繕並びに修繕記録の統計を行い、機器の状況を的確に把握し、障害の未然防止に努めるものとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個別通信：無線局相互間の電話、ファクシミリ、データ及び映像の通信をいう。ただし、デジタル移動系にあっては、統制局－移動局間、または移動局相互間の基地局を経由した通信で、個別番号を使用する選択呼出し方式の複信通信をいう。
- (2) 一斉通信：市役所の一斉通報台からデジタル移動系の複数の無線局に対して音声又はファクシミリにより一斉に行う通信をいう。なお、ファクシミリの設置場所は別表1のとおりとする。
- (3) グループ通信：複数のデジタル移動局で構成されるグループを対象とした基地局を経由した通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。対象局の指定にはグループ番号を使用し、待受け中の移動局のみを対象とする。
- (4) 移動局間直接個別通信：デジタル移動局で設定を行うことにより、移動局間相互において基地局を経由せずに通信するもので、個別番号を使用する選択呼出し方式による複信通信をいう。
- (5) 移動局間直接グループ通信：デジタル移動局で設定を行うことにより、複数の移動局で構成されるグループの基地局を経由しない通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。
- (6) 移動局間直接通信：移動局で設定を行うことにより、選択したチャンネル（CH-1、CH-2）にて不特定多数のデジタル移動局と基地局を経由しない通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。
- (7) 専用チャンネル通信：移動局で設定を行うことにより、特定の通話用チャンネルの基地局を経由した通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(通信の原則)

第10条 通信は、円滑な運用を図るため、簡明に行うものとする。

(時刻の表示)

第11条 通信に使用する時刻の表示は、24時間制によるものとする。

(多重系の運用)

第12条 多重系の通信は、災害対策事務及び一般行政事務に使用するものとし、次の方法により運用するものとする。ただし、災害対策に係る事務は、一般行政事務に優先するものとする。

(1) 無線専用電話機による通信は、ダイヤル呼出し方式による複信通話とする。

(2) ファクシミリによる通信は、個別通信及び蓄積交換方式による順次一斉通報とする。なお、ファクシミリの設置場所は別表2のとおりとする。

(デジタル移動系の運用)

第13条 半固定型無線機及び避難所に設置してある携帯型無線機は、常時開局し、各基地局の配下に存ずることを確認できるようにしておかなければならない。

2 車載無線機及び避難所以外の携帯型無線機（以下「移動局等」という。）は、常置場所を離れるときに開局し、常置場所に復したときに閉局する。ただし、他に通信方法を確保したとき、又は通信の必要がないことが確実なときは、無線使用管理者の了解を得て閉局することができる。

3 移動局等は、災害又はその他の理由により有線通信が途絶したときは直ちに開局し、無線管理者の指示があるまで閉局してはならない。

(移動局間直接通信の取扱い)

第14条 第9条第6号で規定した移動局間直接通信のチャンネル（CH-1、CH-2）は、災害時において隣接都市との応援通信に使用するものとする。

(デジタル移動局間の割り込み通信)

第15条 特定のデジタル移動局間で直接通信及び専用チャンネル通信中に、この移動局に対し、特に至急を要する通話を行いたいときは、他の局が通話を行っている場合であっても、当該通話に割り込んで通話することができる。

2 通信の割り込みを行うときは、他局の通話が中断したときに、「至急」を2回送話した後、通話の中断を依頼してから通信内容を送信するものとする。

3 デジタル移動局は、前項の割り込みの依頼を聴取したときは、直ちに当該通話を中止するものとする。

(緊急通信)

第16条 デジタル移動局から統制局に対し、他に優先して緊急に通信をする必要が生じたときは、無線機の緊急ボタンを押して通知した後、通信を行うものとする。

2 緊急通信を受信した統制台は統制個別通信にて対応を図るものとする。

(統制通信)

第17条 統制局はデジタル移動局に対し、非常事態が発生し、他に優先して通信をする必要が生じたときは、他の通信に割り込んで通話することができる。

2 通話中のデジタル移動局は、統制局からの割り込みを確認したときは、直ちに当該通話を中止するものとする。

(通話試験)

第18条 デジタル移動系の無線局は、必要に応じて相互に通信試験を行うものとする。

2 無線通信の感明度の区分は、次のとおりとする。

	感明度区分 (メリット)	内容
悪	1	分からない
	2	ときどき分かる
↑	3	何とか分かる
	4	分かる
↓	5	完全に分かる

(同報系の運用)

第19条 同報系の通報は、市役所、区役所等から屋外及び戸別受信機に対して行うものとし、選択呼出し方式によるものとする。

2 通報の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 通報先が2以上の区に及ぶときの通報については、市役所において行う。

(2) 通報先が1区のみでの通報については、市役所又は当該区役所において行う。

ただし、津波情報については、市役所において行う。なお、同報系の通報形態及び通報先は、別表3のとおりとする。

3 受信機の設置、管理及び運用については、別に定めるところによる。

(同報無線による通報)

第20条 同報無線による通報を行う場合は、同報無線通報申込書・通報原稿(第1号様式)を、市役所においては危機管理本部危機管理部に、区本部に属する機関においては区役所危機管理担当に提出するものとする。なお、通報を録音した音源で行う場合は、通報原稿(第1号様式)にその放送内容の概要を記載するものとする。

(同報無線による通報内容)

第21条 同報無線による通報の内容は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災・災害対策に関すること。(地震発生時の自動放送を含む。)

(2) 光化学スモッグ情報に関すること。

(3) 試験放送

(4) 一般行政事務に関するもので統括管理者が認めたもの。

(テレメータ系の運用)

第22条 テレメータ観測局から送られた観測データは、電磁的記録により定期的に集計し、5年間保存するものとする。

(観測データ)

第23条 前条テレメータによる観測データの内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内降雨量に関すること。
- (2) 市内主要河川の水位に関すること。
- (3) 川崎港における潮位に関すること。

(衛星系の運用)

第24条 災害対策用衛星通信地球局から映像を発信しようとする者は、統括管理者に発信2ヶ月前までに映像発信依頼申込書(第2号様式)により提出しなければならない。ただし、緊急時はこの限りではない。

2 前項の依頼があった場合、災害対策その他特に支障がないと認められるときは別途自治体衛星通信機構に対し、画像伝送利用予約の手続きを行うものとする。

(高所監視カメラ)

第25条 高所監視(災害情報)カメラの管理及び運用については、別に定めるところによる。

(通信統制の種類)

第26条 規程第23条に規定する通信統制の種類は、次の各号に掲げるものとする。なお、代行統制局は2号のみとする。

(1) 固定系統制

ア 通話時間統制：内線電話機及び無線専用電話機による通話の時間を1通話5分間とし、通話時間の終了約10秒前に予告音を出したうえで回線を遮断することをいう。

イ 内線電話機の発信規制：市役所、区役所及び支所の内線電話機から他の端末局への無線回線を使用して行う発信を制限することをいう。

ウ 無線回線の発信統制：市役所、区役所、支所、消防局等の内線電話機及び

無線専用電話機から無線回線を使用して行う当該端末局に対する発信を制限することをいう。

エ 無線回線の着信統制：特定の端末局から市役所及び他の端末局の内線電話並びに無線専用電話機への無線回線による着信を制限することをいう。

(2) 同報系統制：区役所の遠隔制御器による通報を制限することをいう。

(3) デジタル移動系統制：移動用電話機及び移動局からの発信を制限することをいう。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 川崎市防災行政無線通信取扱要綱（昭和61年2月26日付け61川土防第669号）は、廃止する。

3 川崎市防災行政無線保全要綱（昭和61年2月26日付け61川土防第669号）は、廃止する。

(施行期日)

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。